

高千穂町下水道排水設備指定工事店（新規登録）について

- 1・新規登録手数料 10,000 円。
- 2・様式第 1 号 下水道排水設備指定工事店申請書
(申請書に記載されている添付書類 1 から 7 が必要です。)
 - ・責任技術者氏名は専属することとなる責任技術者 1 名の氏名を記入。
(高千穂町で下水道排水設備工事責任技術者の登録を受けている者)
 - ・添付書類について
 - ・個人の場合は、申請者の住民票の写し又は外国人登録証明書。
※住民票の写し原本のことです。分かりにくくて申し訳ありませんが、役場で交付を受けた住民票をそのまま提出してください。
 - ・法人は、①登記簿の謄本 及び ②定款又は寄附行為の提出。
 - ・専属することとなる責任技術者証の写し。
- 3・様式第 2 号 誓約書
 - ・高千穂町下水道条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからエまでのいずれにも該当しない者であること。
(参考) 高千穂町下水道条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 第 6 条の 13 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しないもの
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
 - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの
- 4・様式第 3 号 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
 - ・様式下 (注) について
 - 1・営業所の写真は、外部及び内部が分かる写真を数枚提出してください。
 - 2・床面積と床面積を計算した際の縦・横の寸法が書いてあり、机等の配置状態が分かるもの。(机等の内部の寸法は不要)
 - 3・工事店の位置図 記載が難しい場合は、別紙にて提出してください。
- 5・様式第 4 号 機械器具を有することを証する書類
 - ・種別の欄は、
 - (1) カッターその他の管の切断用の機械器具

(2) せん孔機その他管の加工用の機械器具

(3) 挿入器その他の接合用の機械器具

を別を記入すること。

・型式・性能について

型式又は性能（対応可能な寸法等）を記載。